

横浜市記者発表資料

令和7年1月31日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

所 属	横浜市立小学校
被 処 分 者	教諭・男性 60代
処 分 日	令和7年1月31日（金）
処 分 内 容	減給6箇月（給料及び地域手当の10分の1）
監 督 者	校長・文書訓戒（本人責任）
概 要	<p>当該教諭は、令和6年6月26日（水）の授業中、タブレット端末に触れさせないという指示に従わせるため、当該児童の頭頂部に手首を支点として左こぶしを5cmぐらい強く振り下ろし、さらに左耳上部を強くつまみ、タブレット端末から視線を逸らせるように横を向かせた。当該児童の帰宅後、保護者が当該児童の耳から出血があることに気が付き、判明した。</p> <p>この事案を受けて、校内で当該教諭の指導について調査したところ、令和5年度から、当該児童を含む個別支援学級の6名の児童に対して、頭を叩く、足のすねを蹴る等、他に12件の体罰事案があった。</p> <p>その他、児童のうち1名に対し、両足の腿からふくらはぎを強めに押さえるという適切でない行為をした。</p>

2 南部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、体罰等の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾です。また、今回、複数の児童に対し体罰が行われたことを重く受け止めております。

当該教諭の行為は、教育公務員として自覚を欠いた行為であり、許されるものではありません。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、今後も体罰等の防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 南部学校教育事務所教育総務課 Tel : 045-843-6406